

令和 6 年 9 月 30 日

最低制限価格等の算定方法（コンサルタント業務）

コンサルタント業務の品質確保等、契約の適正な履行を確保する観点等から、建設工事に係るコンサルタント業務における最低制限価格及び低入札調査基準価格（以下、「最低制限価格等」という。）を令和 6 年 10 月 1 日以降の入札公告案件等から見直し、最低制限価格等の算定方法は下記のとおりとします。ただし、入札公告等において別の方法で最低制限価格等の定めをしたもの等、特別なものについては除きます。

業種区分ごとに、下表①から④までに掲げる額の合算額とします。但し、合算額が業種区分ごとに定められた設定範囲を超える場合はその上限値を、設定範囲を下回る場合はその下限値（それぞれの値に 1 万円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた額）をそれぞれ最低制限価格等とします。

業種区分	①	②	③	④	設定範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×0.5	—	予定価格の 60～82%
建築コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額×0.6	諸経費の額 ×0.6	予定価格の 60～81%
土木コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額×0.9	一般管理費等の額×0.5	予定価格の 60～81%
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額×0.9	解析等調査業務費の額 ×0.8	諸経費の額 ×0.5	予定価格の 2/3～85%
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額×0.9	一般管理費等の額×0.5	予定価格の 60～81%

※表中の各費目は、いずれも税抜きで、予定価格（税抜）算出の基礎となった額とします。

※算出した額（設定範囲の上限値、下限値により算出した場合を含む）に 1 万円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額とします。

※業種区分が複数にまたがる案件については、業種区分ごと上記により最低制限価格等を算出し、その合算額によることとします。

最低制限価格等（税込）は、上記算出額に 100 分の 110 を乗じて得た額とします。

（問い合わせ先）

伊丹市上下水道局経営企画課

TEL 072-783-1600